

伊 勢 崎 警 察 署 協 議 会 議 事 録
(令和 6 年度第 1 回定例会議)

開 催 日 時		令和 6 年 6 月 2 8 日(金) 定例会議 午後 3 時 3 0 分から午後 5 時までの間	
開 催 場 所		伊勢崎警察署大会議室	
出席者	委 員 (定数15人)	森田会長 吉田委員 岩崎委員 田野辺委員 根立委員 矢島委員 入澤委員 伊藤委員 星野委員 齋藤委員 新井委員 上村委員	計 1 2 人
	警 察	新井署長 石川副署長 飯塚警務官 小堀会計官 加藤刑事生活安全官 新井交通官 女屋警務課長 新島留置管理課長 武井生活安全課長 吉田地域課長 高澤刑事第一課長 大河原刑事第二課長	計 1 2 人
	そ の 他		
議 事 の 概 要			
1 会長挨拶 令和 3 年まで協議会の開催はコロナの影響より開催が不明確であったが、昨年予定していた協議会は 4 回実施することが出来た。 また群馬県内の各署の協議会の会長会議が 2 月に開催され、前年度計画していた会議について、一通り実施できた。 委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。 引き続き伊勢崎警察署協議会をよろしく願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。 2 署長挨拶 本日お忙しい中、伊勢崎警察署協議会定例会に御出席いただき感謝申し上げます。 また平素から警察行政各般にわたり御理解御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。 本日は警察署協議会第 1 回のため警察署協議会が設立された目的について簡単に説明させていただきます。 警察署協議会とは、平成 1 2 年 7 月に当時の警察刷新会議が提言した警察刷新に関する緊急提言に基づいて平成 1 3 年 6 月から始まった。 他県警による隠蔽事案や不適切事案、事案放置した結果、尊い人命が失われた事案等を発端としたものである。 警察は犯罪の予防、関係機関との連携、犯罪被害者支援方策等に関して住民の生の声を十分に理解し、また警察活動に関して住民の協力、支持をいただかなくてはならない。 そのために警察署ごとに地域における有識者からなる警察署協議会を設置し、警察と住民間で共通の問題意識を持ち、警察が住民の声に基づいて行動するような仕組みが確立されなければならないという提言であり、これを受けて警察法が改正され、警察署に警察署協議会を設置し、警察署協議会は警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関して警察署長に諮問し、警察署長に対して意見を述べる機関と規定された。			

以降24年が経過した。当時を知る私たちとしては警察も大分変わってきたというところはあるが、いまだに不祥事が絶えないのも事実である。

伊勢崎署は刑法犯認知件数と併せて交通事故の死亡者数が現在県内でワースト1という非常に厳しい状態である。

そのような中で本日、警察署協議会開催にあたり委員の皆様には先ほどお話ししたとおり、協議会に忌憚ない意見を聞かせていただければと思う。

我々にとって皆様の声は大変貴重なものであり今後の警察運営に反映していきたいと考えている。

提言の終わりにある、雨の日も風の日も管内を徒歩でパトロールするお巡りさんの優しさと、悪に対峙していささかもひるむことのない刑事の強さこそ、国民が警察職員に求めるものであろう。との言葉を忘れずに、住民の皆様が安全に安心して暮らすために署員一同職務に当たってまいり所存である。

最後になるが、委員の皆様の御健勝を御祈念申し上げるとともに、本日も活発な意見を御発言いただきたくお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

3 幹部自己紹介

4 議事

(1) 管内概況説明（署長、刑事生活安全官、交通官）

ア 治安概況説明

イ 刑法犯認知・検挙状況

ウ 重要犯罪認知・検挙状況

エ 窃盗犯認知・検挙状況

オ 重要窃盗犯認知・検挙状況

カ 特殊詐欺認知・検挙状況

キ 少年犯罪検挙人員状況

ク ストーカー・配偶者からの暴力事案対応状況

ケ 児童虐待事案対応状況

コ 暴力団犯罪検挙人員状況

サ 来日外国人犯罪検挙人員状況

シ 110番通報受理状況

ス 警察安全相談受理状況

セ 警察署別治安状況

ソ 交通人身事故発生状況

タ 交通死亡事故状況

(2) 管内概況説明に対する質疑（○～委員、●～警察）

○ 境町の死亡事故について対向車線で停止していた車両に対し反対車線のトラックが衝突したということだが、トラックの運転手の前方不注意等原因は判明しているのか。[質問]

● 原因究明も含め、現在捜査している。

形態としては、中型貨物車が何らかの原因でまず中央分離帯に衝突し、そこで制御不能状態になり、そのまま中央分離帯を乗り越えて対向から動いていた普通乗用車2台に相次いで衝突したような状況である。[回答]

○ 窃盗の認知件数が増えているが、どのような理由で窃盗を行っているのか。[質問]

● 現在増加しているのは空き家に対する侵入窃盗事件で、非常に増加している。

空き家のため犯行が行いやすい状況である。

窃盗の動機は金目当てである。

現場の鑑識作業や聞き込みにより被疑者は1人ではなく、複数人による犯行で、

グループで組織的に犯行し、金目の物を狙う窃盗が増えている。

また当署を中心とした合同捜査により検挙もしているが、太陽光発電所を狙った銅線盗も増加している。

現在銅の価格が高騰し、売却したときの額が非常に大きいものになっており、百万円単位ではなく数千万円単位で売却できる状況になっている。

空き家に対する窃盗について、通常空き家に現金等の金目の物は置いていないが、そこにある金属類まで盗もうとする者も出てきている。

腕時計などは番号から特定されやすく、古物商やリサイクルショップに売却すると特定されて検挙される可能性があるが、銅線や金属類はどこの被害品か特定が難しく、検挙が困難な状況である。

また、自動車盗も発生しており、高級車を対象に盗み組織的に犯行が行われている。

今は、電子的に制御されているものを解除し、盗むという新たな手口があり、これらを使用して簡単に高級車を盗んでいく状況である。

自動車盗についても証拠が残りづらい状況であり、検挙が困難な状況であるが、鋭意捜査少しでも痕跡を入手し、検挙に努めていく。

銅の高騰により、太陽光発電所に対する銅線盗のほか、室外機が盗まれる被害も増加している。[回答]

- 組織的窃盗犯罪が増えているということだが、そうなると犯罪を減らすには大元を検挙しなければならないと思うが、そこまではまだなのか、ゆくゆくは大元の検挙をしていく考えなのか。[質問]

- 最終的には組織的グループを解明していきたいところであるが、今のところ特殊詐欺グループと違い、窃盗犯についてはグループがアメーバ的に増えている状況である。

ピラミッドの様に頂点がいて下の者が金を上納するような状況は明確にみられない。そのためやり方さえ分かれば泥棒できる状況で、グループが複数存在している状態である。

そのグループを一つ一つ壊滅させていく捜査を進めている。[回答]

- 薬物犯は、家の中で隠れてやるような形になるが、そういったものを検挙するには。[質問]

- 情報をもとに内偵捜査を行い、正しい情報なのか捜査し検挙する。

あとは職務質問がある。

薬物を使用すると正常な判断が出来ない、車の運転も通常に出来ない状況になり、言動がおかしいというような状況があるため、管内をパトロールし、職務質問を実施して所持品検査を行い、車内の確認を行い大麻等の所持禁制品を発見する。

その他職務質問とは別に110番通報を端緒として捜査を行い、犯罪が裏付けられれば検挙するというのが一般的である。[回答]

(3) 質疑等 (○～委員、●～警察)

- 電話回線の混雑解消とメールによる回答について [質問]

- 現在の伊勢崎警察署の電話回線は4回線であり、県内的、署の規模的に見ても、当署の電話回線が極端に少ないということはない。

それに併せて増設のトラフィック調査を依頼し、その結果が先日来た。

現状伊勢崎警察署の回線を4回線から5回線に増設することは難しい。

警察署として様々な対策を実施しているところではあるが、治安情勢でお話ししたとおり110番通報以外での一般回線を利用した安全相談数が非常に多い状況で、伊勢崎警察署の回線が混雑する理由の1つとして各種相談が非常に多い状況があげ

られる。

8チャンネルが埋まってしまうと、電話はずっと通話中の状態になることから、電話の窓口対応をする者に対してなるべく時間をかけずに対応するよう指導している。

時間帯についても朝の8時半から夕方の時間帯は事件・事故が多発し、相談数も多いためその時間を避けて御連絡いただくしかない状況であり、御理解と御協力をお願いしたい。

警察署単位でのメール受信・回答について御意見をいただいているが、本部関係各所に対して問い合わせを行った結果、現時点における警察署単位でのインターネットパソコンを整備してのメール受信、メール回答については難しいとの回答である。

また、現在、群馬県警察本部のホームページから相談を受理しているが、同相談も各署に転送後、電話による回答のみの対応となっており、メールによる回答には対応していない。[回答]

- 仕事上警察と書類のやりとりをすることが多いが、FAXを代表電話から割り振るのではなく、自動着信でFAXするよう改善できないか [質問]
- 検討はするがFAXだけの回線は持っていない、現状は厳しい状況である。 [回答]
- 横断歩道や一時停止の「止まれ」などの規制にかかる路面標示について、経年劣化により、視認できないほど薄くなっているものがある。
どのような基準等で補修の計画があるのか [質問]
- 道路表示の摩耗状況や横断歩道の利用状況等を考慮して優先順位を決めている。
補修については、交通課員や地域課員が摩耗した箇所を把握し、警察本部に上申した後、警察本部が判断して補修を行っている。 [回答]
- 道路補修について問合せをすると全て本部扱いとの返答であるが、市町村管轄の補修箇所と警察管轄の補修箇所について協力的に行っていくことはできないか。 [質問]
- 令和2年から県レベルで連携しながら補修工事を行っており、少しずつであるが連携して補修工事を進めている状況である。 [回答]
- 薬物事犯は再犯率も非常に高く、2度、3度と検挙されてしまうことがあると思う。

伊勢崎警察署管内での薬物事犯について教えてほしい。 [質問]

- 令和5年中の伊勢崎警察署の薬物事犯検挙人員は31人であり、その内訳は覚醒剤事犯15人、大麻事犯14人、麻薬事犯2人であった。

覚醒剤事犯の再犯率は20パーセント（3人）、一方、大麻事犯の初犯率は約85.7パーセント（12人）であった。

総検挙人員31人のうち、20歳代の割合は約48.4パーセント（15人）を占めている。また、外国人の割合は約58.1パーセント（18人）であり、若者と外国人の薬物乱用が目立っている。 [回答]

- 群馬県暴力団排除条例が改正されてから1年が経過している。
伊勢崎市は本町が特別強化地域と定められている。
この1年での条例に基づく取締り事例などはあるか。
また、今後の取締り方針等があれば御教示願う。 [質問]

- 暴力団を取り締まる法律は暴対法と暴力団排除条例がある
昨年の4月に群馬県暴力団排除条例が改正された。

昨年の暴排条例の主な改正点の一つとして、繁華街を暴力団排除特別強化地域に指定し、同地域内で営業する特定営業者（性風俗、キャバクラ、風俗案内所、飲食店）が暴力団員等に利益を提供すること、又は暴力団員等がその利益を受けること

を禁止し、これに違反した場合には、利益を提供した者と受けた者の両者に罰則が科せられるというものである。

伊勢崎警察署管内においては、伊勢崎市本町地内が特別強化地域に指定され、県内では前橋、高崎、太田の繁華街が指定されている。

伊勢崎警察署において、特別強化地域の取締事例はなく、県警全体でも改正条例を適用した件数は0件である。

取締方針については、特別強化地域（伊勢崎市本町）の事業者等に対してみかじめ料などの不当要求行為の実態について聞き取り調査を行うほか、食品衛生責任者養成講習会における暴排講話などを通じて違反情報の収集に力を入れているところである。[回答]

5 備考

次回の定例会議は令和6年9月の開催で調整することとした。